

福岡市バリアフリー基本計画は、バリアフリー法第24条の2に定める「移動等円滑化促進方針」及び同法第25条に定める「基本構想」の位置づけを持ち、現計画は国の基本方針（令和2年12月）を踏まえ令和3年に策定。現計画の目標年次が令和7年度であり、現在、国の方針改定が議論されていることから、以下のとおり改定に着手するもの。

## ○これまでの取組み

### 1. ハード面の取組み

施設区分	目標値(全国値)	令和5年度末までの実績
旅客施設	原則100%	79施設中59施設の整備が完了
生活関連経路	約70%	整備対象延長53.9kmのうち50.9km、94.5%の整備完了
交通安全事業:信号機	原則100%	242箇所全ての整備完了(100%)
車両等	福岡市地下鉄車両	約70% 移動等円滑化基準への適合率100%
	乗合バス(ノンステップバス)	約80% 606台導入(44%)
	UDタクシー	約25% 918台導入(20%)
公園	園路及び広場(約1ha以上の都市公園)	約70% 97箇所のうち、57箇所、59%の整備完了
	駐車場(約1ha以上の都市公園で駐車場付)	約60% 23箇所全ての整備完了(100%)
	バリアフリートレ(約1ha以上の都市公園でトイレ付)	約70% 86箇所のうち、56箇所、65%の整備完了

#### 課題

○ハード面のバリアフリー化は着実に進展しているが、今後改定される国の方針を踏まえながら、公共交通事業者などの外部機関や市民・当事者、企業等と適切な役割分担のもと、より一層、連携・共働した継続的な取組みが必要

### 2. ソフト面の取組み

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の推進とともに、外出先の施設におけるバリアフリー設備やサービスの情報等を容易に取得できる環境整備を推進

#### 課題

○「心のバリアフリー」の推進について、市民一人ひとりの理解の増進と協力の確保が、より一層必要  
 ○移動の支援となる情報について、引き続き、施設のバリアフリー設備の情報提供等の環境整備を推進するとともに、情報へのアクセシビリティの向上や、コミュニケーション手段の充実など、施設利用者の支援となる関係施策を含め一體的な取組みが必要

## ○主な改定内容

### ①国の方針改定、新たな整備目標への対応

バリアフリーの整備目標や取組みの方向性を示す国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改定予定であり、これを踏まえた整備目標等を定める。  
 なお、国の検討会では、ノンステップバス普及率の目標値の上方修正や、鉄軌道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数増加など、全体の目標値の引き上げが検討されている。

### ②重点整備地区

現在、22の重点整備地区を選定しているが、改めて生活関連施設の利用実態等について確認・検討を行い、重点整備地区の見直しを行う。

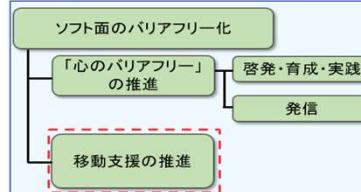
なお、東区貝塚地区においては、JR新駅など生活関連施設候補となる施設が整備されるため、新たな重点整備地区の設定が考えられる。

### ③「情報バリアフリー」の推進の位置付けについて

高齢者、障がい者等が必要とする情報を取得できる環境整備やコミュニケーション手段の充実の重要性を踏まえ、情報バリアフリーについて記載を追加するもの。

## 情報バリアフリーの推進について

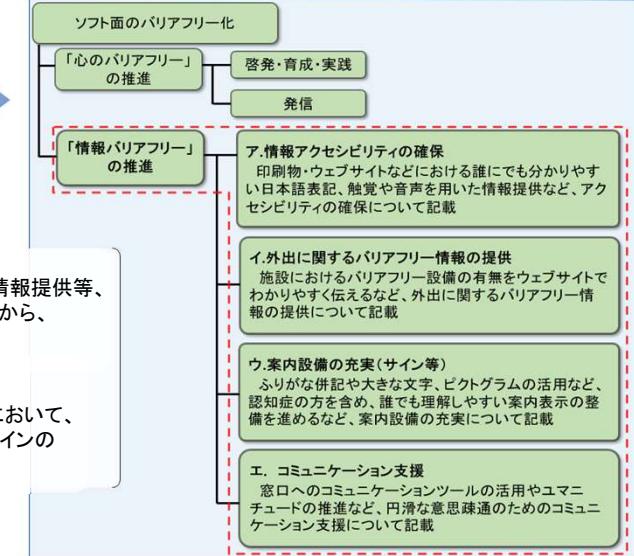
### ＜現行＞



○移動支援の推進について、情報提供等、情報バリアフリー推進の観点から、記載を充実

※案内設備の充実については、施設整備マニュアルの改定において、認知症の人にもやさしいデザインの導入について記載を追加

### ＜改定案＞



## 今後のスケジュール

